

【資料2】国民保護計画素案の主な内容

1 組織及び体制(別添1参照)

職員体制	事態の現状にあわせ、準備体制、警戒体制、実施体制の3段階で体制を整備
対策本部	国民保護対策本部は国からの通知により開設 ※ (通知前)危機管理対策本部又は災害対策本部で必要な措置を実施
職員の参集	原則として勤務場所に参集

2 警報の伝達(別添2参照)

伝達先	住民及び公私の団体(各区区政協力委員協議会、民生委員児童委員協議会)
伝達方法	《住民》 ○ サイレンの吹鳴により住民の注意を喚起 ○ 同報無線、広報車など市が有する伝達手段により伝達 ○ 市が設置する施設においては、施設職員を通じて利用者に伝達 《公私の団体》 原則として、電話、ファックス等により伝達 ※ 市職員等のほか、協力が得られた公私の団体の構成員も地域住民に警報の内容を伝達

3 避難住民の誘導(別添3参照)

誘導の原則	自主避難が可能な住民に対しては、情報の提供や市バス及び地下鉄の通常運行等により、自主避難を支援する。
誘導方法	○避難経路で市職員等による誘導を行うとともに、市バス及び地下鉄の通常運行の確保に努める。 ○主要な鉄道駅等で避難途中の救援を実施する(遠方避難の場合)。等
自力避難困難者対策	【伝達班】市職員等により構成。各学区に配置し、自力避難困難者等への情報伝達及び誘導等を実施 【巡回班】伝達班が発見した自力避難困難者を避難中継場所まで運送 【避難中継場所】巡回班が運送してきた自力避難困難者を、バスにより鉄道駅等まで運送するための中継場所として設置 【鉄道駅等】避難中継場所から自力避難困難者を運送する運送先として指定

4 救援の実施(大都市特例により市長が実施)

措置の内容	収容施設等の供与始め11項目で、種類及び内容ともに地域防災計画に準拠 ○収容施設等の供与 ○炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ○被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ○医療の提供及び助産 ○被災者の捜索及び救出 ○死体の捜索及び処理 ○埋葬及び火葬 ○電話その他の通信設備の提供 ○武力攻撃災害を受けた住宅等の応急修理 ○学用品の給与 ○障害物の除去
-------	--